

## 【ロシア】ゲイ・プロパガンダ禁止法の成立

海外立法情報課 小泉 悠

\* ロシアでは社会的に同性愛者に対する偏見が強く、特に近年、モスクワやサンクトペテルブルグでは自らが同性愛者であることを表明する行為が条例で禁止されるなどの動きが見られる。こうした中、同性愛関係の宣伝行為（プロパガンダ）一般を禁止する連邦法が施行された。

### 1 法改正の背景

近年、ロシアでは、同性愛関係が児童の精神的発達に悪影響を及ぼす等の理由から、同性愛者の権利擁護運動への取締まりが強化されている。ロシア連邦を構成する連邦構成主体（州、共和国、自治区、特別市等）のレベルでは、公の場で自らが同性愛者であることを表明した者に罰金を科すとの条例が 2006 年にリャザン州で初めて制定され、2011 年にはアルハンゲリスク州とサンクトペテルブルグ市、2012 年にはモスクワ市でも同様の条例が制定された。また、モスクワやサンクトペテルブルグでは 2009 年以降、市当局が同性愛者の権利擁護を訴えるゲイ・プライド・マーチの実施許可を出さず、無許可で行進を行おうとした同性愛者団体を警察が鎮圧する等の事件も発生している。

同性愛者の権利擁護運動への取締まり強化の背景としては、ソ連時代の法体系において、同性愛行為が刑法典によって犯罪として規定されていたことが挙げられる。また、医学的には同性愛関係は精神疾患と位置づけられ、治療対象となっていた。ソ連崩壊後の 1993 年に刑法典が改正され、同性愛行為は犯罪とは位置づけられなくなり、1999 年には保健省の疾病リストからも同性愛関係の項目は削除された。しかし、同性愛者の権利を積極的に擁護する法律は制定されず、同性婚も法的には認められていない。また、ソ連崩壊後に大きな社会的影響力を持つようになったロシア正教会は同性愛関係に対して否定的な立場を取っている。

こうした歴史的・宗教的背景からロシア社会においては同性愛者に対する反感が強く、ロシアの大手世論調査機関レバダ・センターが 2012 年に実施した世論調査では、同性愛関係を認めると答えた人の割合が 37%に対し、47%が認めないと回答した。1992 年から 2010 年までモスクワ市長を務めたユーリイ・ルシコフ氏も同性愛に対しては否定的であり、在職中、ゲイ・プライド・マーチを「悪魔の所業」と呼ぶなどして取締り強化を行った。

### 2 法改正の概要

従来、同性愛者の権利擁護運動に対する取締まりは各連邦構成主体の条例によって規定されてきたが、2012 年 3 月、ロシア全土及びメディアにおいて同性愛関係の宣伝行為（プロパガンダ）を禁じる連邦法案（法案第 44554-6）が下院に提出された。同

法案は 2013 年 6 月、下院及び上院を通過し、プーチン大統領の署名によって 2013 年 6 月 29 日連邦法第 135 号「伝統的な家族関係を否定する情報から未成年者を保護するために連邦法「健康及び発達に害を及ぼし得る情報から未成年者を保護する法律」第 5 条及びその他個別の連邦法を改正する法律」（以下「ゲイ・プロパガンダ禁止法」という。）として制定された（注 1）。

ゲイ・プロパガンダ禁止法は同性愛行為そのものを禁じるものではなく、同性愛関係が未成年者の発達に及ぼす悪影響を防ぐことを公式の目的としている。具体的な改正点としては、2010 年 12 月 29 日連邦法「健康及び発達に害を及ぼし得る情報から未成年者を保護する法律」第 5 条が改正され（注 2）、未成年者（18 歳未満）に対して「非伝統的な性的関係」の宣伝行為を行うことが禁止事項の一覧に追加された。また、1998 年 6 月 24 日連邦法第 124 号「未成年者の権利保護の基礎について」第 14 条も改正され、公的機関が非伝統的な性的関係の宣伝行為から未成年者を保護するために必要な措置を講じることが明記された。

さらに「行政的義務違反法典」第 6 条第 21 項には、未成年者に対して同性愛関係のプロパガンダを行った場合の罰金が規定された。この規定によると、同性愛関係の宣伝行為を行った一般市民は 4,000～5,000 ルーブル、公務員は 4 万～5 万ルーブル、法人は 80 万～100 万ルーブルの罰金を科される。また、マスメディアやインターネットにおける宣伝行為を行った者は 10 万ルーブル以下の罰金、ロシア連邦領内で宣伝行為を行った外国人は 4,000～5,000 ルーブルの罰金、15 日以下の拘留及び国外退去処分等に処せられる。

### 3 法改正への評価

ロシア政府は、ゲイ・プロパガンダ禁止法は児童の精神的発達を守ることを目的としたものであり、同性愛者そのものを弾圧するものではないとしている。

しかしながら、ゲイ・プロパガンダ禁止法ではどのような行為が具体的に宣伝行為（プロパガンダ）に該当するのかが明示的に示されておらず、当局者によって恣意的な運用が行われる可能性も指摘される。

注（インターネット情報は 2013 年 7 月 17 日現在である。）

(1) Федеральный закон от 29 июня 2013 г. N 135-ФЗ "О внесении изменений в статью 5 Федерального закона "О защите детей от информации, причиняющей вред их здоровью и развитию" и отдельные законодательные акты Российской Федерации в целях защиты детей от информации, пропагандирующей отрицание традиционных семейных ценностей". <<http://graph.document.kremlin.ru/page.aspx?1;3576461>>

(2) 小泉悠「有害情報から児童を保護する法律」『外国の立法』249-2 号（2012 年 11 月）  
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02490209.pdf>>